

職員に対する懲戒処分について

1 処分対象者及び処分内容

①処分対象者

所属名	職名	年齢	性別
まちの再生部地域整備室道路河川課	技術職員	60歳代	男性

②処分内容

戒告

2 処分年月日

令和4年6月29日

3 処分に至った非違行為の概要・経過及び処分理由

①概要 職務専念義務違反

②経過

- ・令和4年5月16日 市ホームページへの通報を現認
- ・令和4年5月16日～20日 人事課による当事者及び関係者聞き取り
- ・令和4年6月22日 三田市職員分限懲戒審査委員会

③処分理由

被処分者は、令和4年3月から5月にかけて、通勤利用のための個人駐車場にある自家用車内において、勤務中に20分間の休憩を無断で合計20回取得していた。

このことは、職務に専念する義務を怠り、市民の信頼を損ね、市の信用を失墜させる不適切な行為に該当するものである。

よって、地方公務員法第29条第1項に該当するものとして厳正に処分したものである。